

# 鈴木レディスホスピタル

1. 保険医療機関コード 01, 1676, 3
2. 住 所 石川県金沢市寺町2丁目8番36号
3. 開 設 者 医療法人社団 和幸会 理事長 鈴木 康夫
4. 管 理 者 院長 鈴木 康夫
5. 診療時間 午前 9:00~12:30 (月~土曜日)  
午後 3:00~5:30 (木曜日は休診)  
4:00~6:00 (火曜日のみ)  
休診日 日曜日・祭日
6. 許可病床 一般 28 床
7. 診療担当  
名誉会長 鈴木 雅夫 産婦人科  
会長 新田 直樹 外科 消化器内科 内科 (内視鏡検査)  
理事長院長 鈴木 康夫 産婦人科 麻酔科 (不妊治療)  
副院長 深谷 暁 産婦人科  
細野 隆 産婦人科  
加藤 貞人 小児科  
水富 慎一郎 小児科  
水島 伊知朗 内科  
飯島 将司 泌尿器科

8. 一般病棟入院基本料は急性期一般入院料 6 を届出しています
9. 基本診療料の施設基準として  
療養環境加算、ハイリスク妊娠管理加算、診療録管理体制加算2  
データ提出加算 I を届出しています
10. 入院基本料以外の特掲診療料として  
在宅時医学総合管理料、HPV 核酸同定検査、一般不妊治療管理料  
ハイリスク妊産婦共同管理料、麻酔管理料 I、婦人科特定疾患治療管理料  
生殖補助医療管理料2、精巣内精子採取術を届出しています
11. 病棟では、1 日に 9 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が 24 時間  
交代で勤務しています(看護師比率 7 割以上)  
時間帯ごと      8:45～17:30 看護師 1 人で受け持つ患者さん 10 人以内  
                         17:30～8:45 看護師 1 人で受け持つ患者さん 10 人以内
12. 入院時食事療養(I)を届出しています  
栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6:00 以降)  
適温で提供しています
13. 各種保険外負担金  
おむつ代、洗濯代、病衣貸与代、各種証明書代など
14. 当院では病室によって別途個室料が必要になります

## 15. 患者様へのご案内

### ①生活習慣病管理料(Ⅰ)(Ⅱ)を算定において

長期処方・リフィル処方せんについて

当院では患者様の状態に応じ

- ・28日以上の長期の処方を行うこと
- ・リフィル処方せんを発行すること

いずれの対応も可能です。詳しくは、厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/0136954.pdf> をご覧ください

### ②医療情報の活用について

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しております

患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な診療情報を

取得・活用して診療を行っております

### ③一般名での処方について

後発医薬品があるお薬については、患者様へのご説明上、商品名ではなく

一般名(有効成分の名称)で処方する場合がございます

薬剤の供給状況によりましては、お薬が変更になることもございます

#### ④個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください

#### ⑤精子凍結保存管理料について

2024年6月の診療報酬改定に伴い、精子凍保存が保険適用になる場合があります

<保険適用になる条件>

1. 精巣内精子の凍結がある方
  2. 保険でパートナーが治療中の方、または1年以内に治療を行う予定の方
- 1.2 全ての条件が満たす方は保険で凍結精子の更新ができます

また、医療上必要が認められない場合の精子凍結が選定療養費となりました  
選定療養費とは追加費用を負担することで保険適用外の治療を保険適用の

治療と併せて受けることができる制度です

これにより精子凍結と融解は自由(自費)診療で体外受精は保険診療で行えます

#### 【当院の選定療養費】

精子凍結料金は1回につき1本 23,100 円(税込)です

(精子処理・精子凍結・1年分の保管・融解の費用を含みます)

※1年後に凍結延長をご希望の場合は、精子凍結保存維持管理料が別途  
必要となります

#### ⑥長期 180 日越えの入院について

長期入院の医療負担

入院期間が通算して180日を超えている方が、その後も入院を継続される

場合には、入院費の一部が保険給付されなくなりますので、差額分は自己負担  
になります。自己負担金は¥2,277/日(税込)

通算とは、同一病名で他医療機関に入院していた期間を含みます。ただし

入院期間が通算180日を超えていても、「国が定める一定の状態にある」と

認められた方は、「選定療養費の対象外」や「経過措置の対象」となる場合が  
あります

⑦長期収載医薬品の処方について

長期収載医薬品(先発医薬品)の処方等に関して、医療上必要がないにもかかわらず、長期収載医薬品(洗髪医薬品)を希望した場合には、両者の差額の4の1が自己負担となります

詳細につきましては、お気軽に受付までお問合せ下さい